

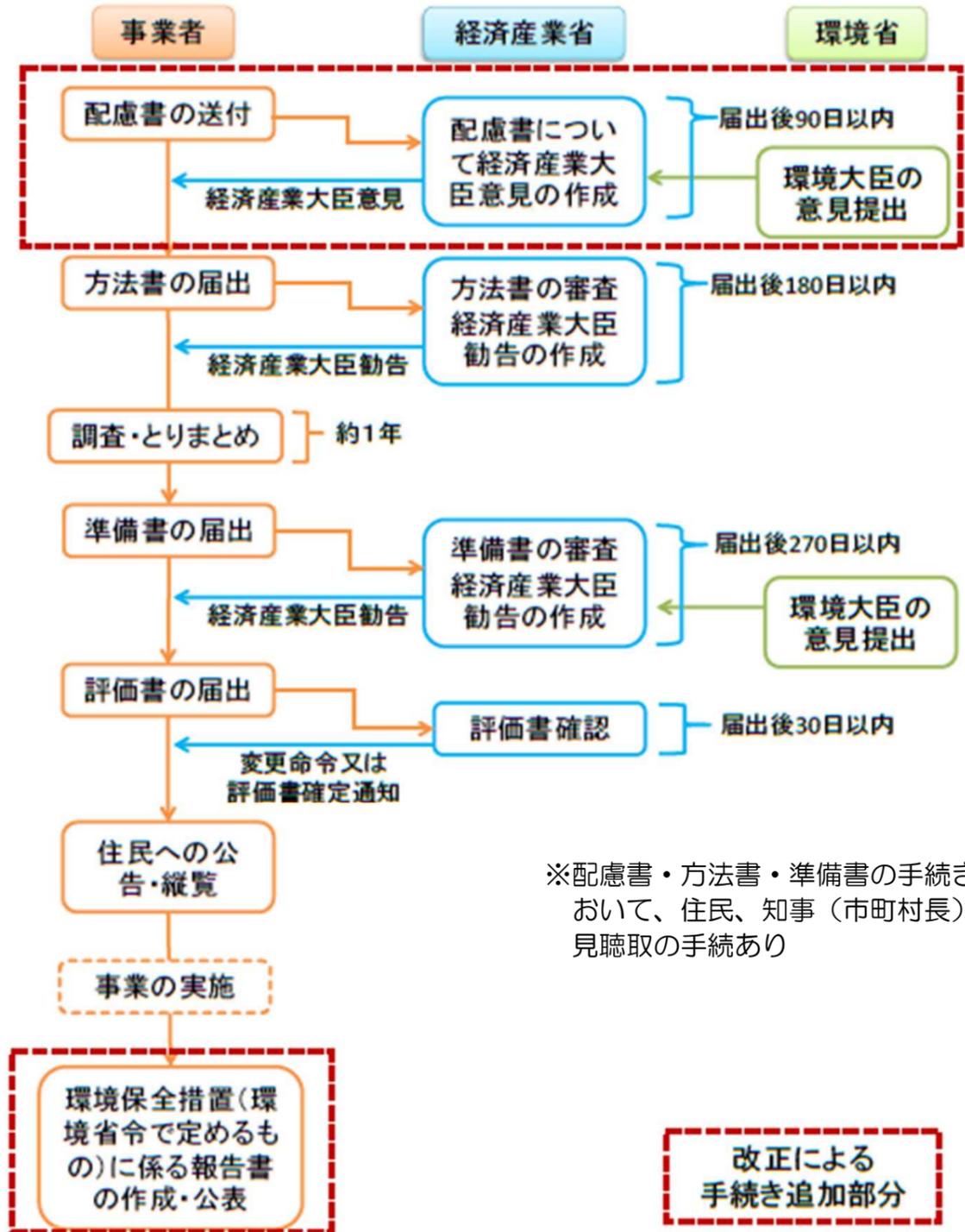
配慮書

- 配慮書とは、事業の早期段階における環境配慮を図るため
- 事業を実施しようとする者が
- 事業の位置・規模等の計画の立案段階において
- その事業の実施が想定される1又は2の区域において
- 環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行い、その結果をまとめたもの。

※対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響については、一般の方々や地域の特性を良く知っている住民、専門家の方々、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。

環境影響評価手続き全体

発電所の環境影響評価の手続き(改正後)

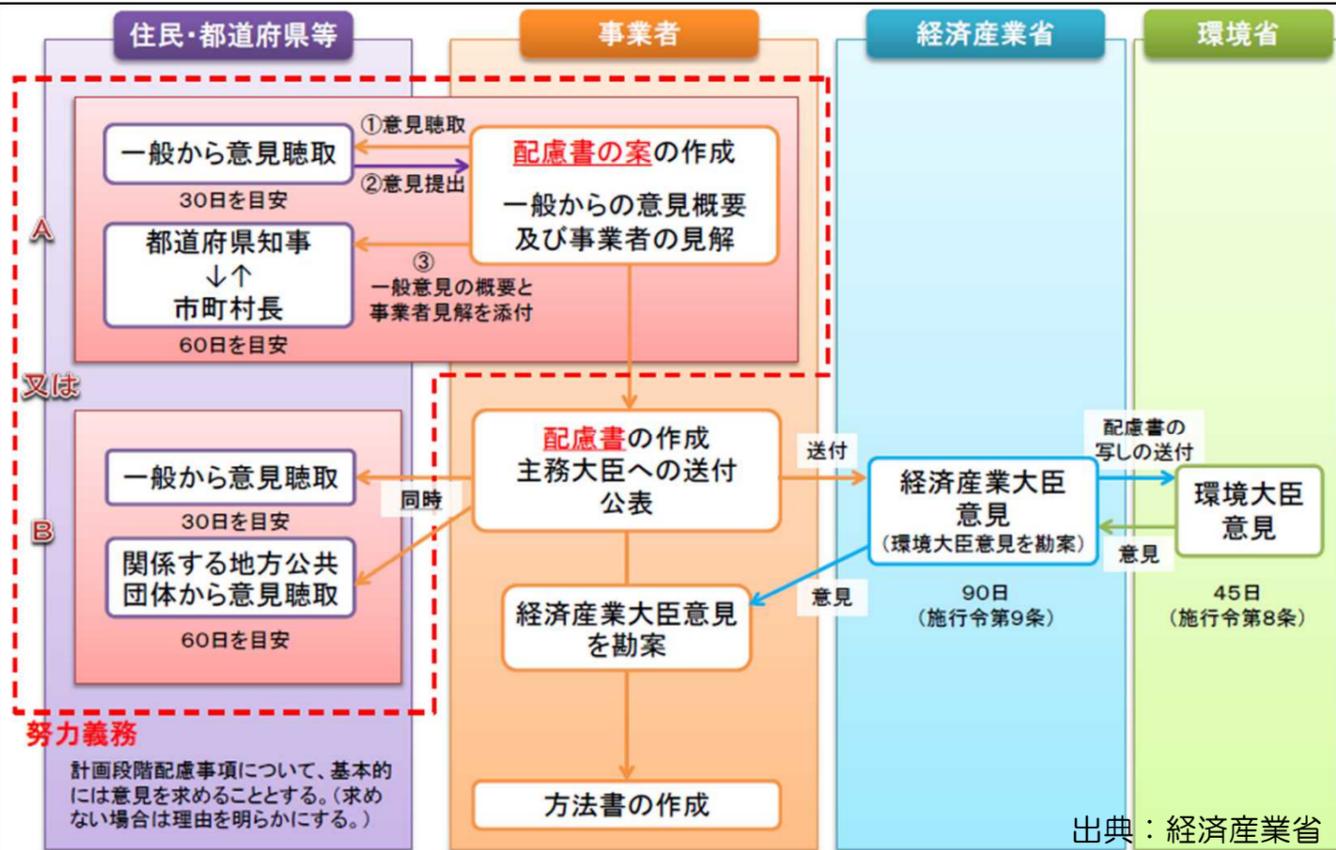


※配慮書・方法書・準備書の手続きにおいて、住民、知事（市町村長）意見聴取の手續あり

改正による
手続き追加部分

出典：経済産業省（一部加筆）

配慮書手続き



努力義務
計画段階配慮事項について、基本的には意見を求めることとする。(求めない場合は理由を明らかにする。)

出典：経済産業省